



過半数代表者選挙にあたり、木更津支部では

いとう かずのり 伊東 和範 さん

を推薦・応援しています。

過半数代表者は、「36(サブロク)協定」などの労使協定の締結や、就業規則変更時の意見聴取など、私たち労働者の意見を取りまとめ、会社に提言する重要な役割を担っています。

また、毎月行われる安全衛生委員会のメンバーを推薦する役割も担います。誰がメンバーで毎月どんなことを議論しているかご存じですか？社員の意見や要望を毎月しっかり聞き、安全衛生委員会で議論してくれる人を推薦しなければ、安全で働きやすい職場は実現できません。

選挙は人気投票ではありません！よく考え投票しましょう！

厚生労働省令6条の2第1項では、過半数代表者の要件として、「使用者の意向に基づき選出された者でないこと」が明記されています。立候補者が会社の意向を受けて立候補しているのならば、それは法令違反であり、異常な事態です。

上記の役割からも、コンプライアンスの観点からも、過半数代表者は、会社の意向に左右される立場の人間ではなく、会社の意向に左右されない私たち労働者の中から選出することが重要です。

また、会社とJR東労組で締結した「労働協約」は、組合員のみ適用され、会社と過半数代表者で締結された「労使協定」は、非組合員を含むすべての従業員に適用されます。

ですから、JR東労組に加入し労働協約に護られることも重要ですし、労働協約で保護されていない非組合員が多い職場では、労働者に寄り添う人を過半数代表者に選出することが、なおさら重要なのです！